

立川市非常勤職員公務災害補償条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 11 月 30 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成 27 年政令第 346 号）及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成 27 年政令第 347 号）の施行による。

立川市非常勤職員公務災害補償条例の一部を改正する条例

立川市非常勤職員公務災害補償条例（昭和42年立川市条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(通勤)</p> <p>第2条の2 ……略……</p> <p>2 職員が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、同項に規定する通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって次の各号に掲げるものやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）<u>第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練</u>であって職業能力の向上に資するものを受ける行為</p> <p>(3)～(5) ……略……</p>	<p>(通勤)</p> <p>第2条の2 ……略……</p> <p>2 職員が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、同項に規定する通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって次の各号に掲げるものやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）<u>第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練</u>であって職業能力の向上に資するものを受ける行為</p> <p>(3)～(5) ……略……</p>
<p>(休業補償)</p> <p>第7条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の収入を得ることができないときは、休業補償として、その収入を得ることができない期間につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給する。ただ</p>	<p>(休業補償)</p> <p>第7条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の収入を得ることができないときは、休業補償として、その収入を得ることができない期間につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給する。ただ</p>

し、次の各号に掲げる場合は、その拘置され、若しくは留置され、又は収容されている期間については、休業補償は行わない。

- (1) 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 56 条第 3 項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和 27 年法律第 286 号）第 2 条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合
- (2) 少年法第 24 条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合又は売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 17 条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合

（傷病補償年金）

第 7 条の 2 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後 1 年 6 月を経過した日において、次の各号に該当する場合又は同日後次の各号に該当することとなった場合には、傷病補償年金として、当該状態が継続している期間、別表第 1 に定める傷病等級に応じ、1 年につき同表に定める金額を毎年支給する。

(1) 及び (2) ……略……

2 及び 3 ……略……

（障害補償）

第 8 条 ……略……

2 及び 3 ……略……

4 前項第 1 号の規定による障害等級による障害補償の金額は、それぞれ

し、次の各号に掲げる場合は、その拘置され、若しくは留置され、又は収容されている期間については、休業補償は行わない。

- (1) 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和 27 年法律第 286 号）第 2 条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合
- (2) 少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 24 条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合又は売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 17 条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合

（傷病補償年金）

第 7 条の 2 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後 1 年 6 月を経過した日において、次の各号に該当する場合又は同日後次の各号に該当することとなった場合には、傷病補償年金として、当該状態が継続している期間、別表第 1 に定める等級に応じ、1 年につき同表に定める金額を毎年支給する。

(1) 及び (2) ……略……

2 及び 3 ……略……

（障害補償）

第 8 条 ……略……

2 及び 3 ……略……

4 前項第 1 号の規定による傷害等級による障害補償の金額は、それぞれ

れの障害に応ずる障害等級による障害補償の金額を合算した金額を超えないものとする。ただし、同号の規定による障害等級が第7級以上になるときは、この限りでない。

5～7 ……略……

(介護補償)

第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって、別表第3に定める介護を要する状態の区分に応じ、同表に定める障害により、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合は、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は行わない。

(1)～(3) ……略……

(遺族補償年金の受給権者)

第11条 遺族補償年金を受けることのできる遺族は、職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。次条において同じ。）以外の者にあつては、職員の死亡の当時次の各号に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

(1) 夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、父母又は祖父母については、60歳

れの障害に応ずる傷害等級による障害補償の金額を合算した金額を超えないものとする。ただし、同号の規定による障害等級が第7級以上になるときは、この限りでない。

5～7 ……略……

(介護補償)

第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合は、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は行わない。

(1)～(3) ……略……

(遺族補償年金の受給権者)

第11条 遺族補償年金を受けることのできる遺族は、職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた者とする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。次条において同じ。）以外の者にあつては、職員の死亡の当時次の各号に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

(1) 夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、父母又は祖父母については、60歳以

以上であること。

(2)及び(3) ……略……

(4) 前3号に掲げる要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、別表第2に定める第7級以上の障害等級の障害に該当する状態又は軽易な労務以外の労務には服することができない程度の心身障害がある状態（以下「重度障害の状態」という。）にあること。

2及び3 ……略……

（遺族補償年金の受給権の消滅等）

第13条 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号の一に該当することになった場合においては、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

(1)及び(2) ……略……

(3) 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となったとき。

(4)～(6) ……略……

2 ……略……

（遺族補償一時金の受給権者）

第16条 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、職員の死亡の当時において、次の各号の一に該当する者とする。

(1)及び(2) ……略……

(3) 前2号に掲げる者以外の者で、主として職員の収入によって生計を維持していたもの

(4) ……略……

上であること。

(2)及び(3) ……略……

(4) 前3号に掲げる要件に該当しない夫、子、父母、祖父母又は兄弟姉妹については、別表第2に定める第7級以上の障害等級の障害に該当する状態又は軽易な労務以外の労務には服することができない程度の心身障害がある状態（以下「重度障害の状態」という。）にあること。

2及び3 ……略……

（遺族補償年金の受給権の消滅等）

第13条 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号の一に該当することになった場合においては、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

(1)及び(2) ……略……

(3) 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組み関係と同様の事情にある者を含む。）となったとき。

(4)～(6) ……略……

2 ……略……

（遺族補償一時金の受給権者）

第16条 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、職員の死亡の当時において、次の各号の一に該当する者とする。

(1)及び(2) ……略……

(3) 前2号に掲げる者以外の者で、主として職員の収入によって生計を維持していた者

(4) ……略……

<p>2及び3 ……略……</p> <p>(葬祭補償)</p> <p>第21条 職員が公務上死亡し、又は通勤により死亡したときは、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として <u>315,000円</u> に補償基礎額に30を乗じて得た額を加えた金額を支給する。</p> <p>(通勤による災害に係る費用の一部負担金)</p> <p>第24条の2 通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員は、次の各号の一に該当する職員を除き、一部負担金として200円を納付しなければならない。ただし、健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第2項に規定する日雇特例被保険者である職員にあっては、100円とする。</p> <p>(1)～(4) ……略……</p>	<p>2及び3 ……略……</p> <p>(葬祭補償)</p> <p>第21条 職員が公務上死亡し、又は通勤により死亡したときは、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として <u>305,000円</u> に補償基礎額に30を乗じて得た額を加えた金額を支給する。</p> <p>(通勤による災害に係る費用の一部負担金)</p> <p>第24条の2 通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員で次の各号の一に該当する職員を除き、一部負担金として200円を納付しなければならない。ただし、健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第2項に規定する日雇特例被保険者である職員にあっては、100円とする。</p> <p>(1)～(4) ……略……</p>
<p>2及び3 ……略……</p> <p>(審査)</p> <p>第26条 ……略……</p> <p>2 審査会は、<u>前項の規定による審査の申立て</u>があったときは、速やかにこれを審査して裁定を行い、不服を申し立てた者及びその者に係る実施機関に通知しなければならない。</p> <p>3 <u>第1項の規定による審査の申立てについては、行政不服審査法(平成26年法律第68号)</u>が、適用されるものとする。</p> <p>付 則</p> <p>1～7 ……略……</p> <p>8 障害補償年金前払一時金の額は、付則第4項各号に掲げる当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害等級に応じ、当該各号に定める額(当該障害補償年金が第24条の3の規定において例によることとされる法第29条第8項の規定によるものである場合(以下</p>	<p>2及び3 ……略……</p> <p>(審査)</p> <p>第26条 ……略……</p> <p>2 審査会は、<u>前項の申し立て</u>があったときは、速やかにこれを審査して裁定を行い、不服を申し立てた者及びその者に係る実施機関に通知しなければならない。</p> <p>3 <u>第1項の審査請求については、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)</u>が、適用されるものとする。</p> <p>付 則</p> <p>1～7 ……略……</p> <p>8 障害補償年金前払一時金の額は、付則第4項各号に掲げる当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害等級に応じ、当該各号に定める額(当該障害補償年金が第24条の3の規定において例によることとされる法第29条第6項の規定によるものである場合(以下</p>

「障害加重の場合」という。)にあっては、次項に規定する額(以下「障害補償年金前払一時金の限度額」という。))又は障害補償年金前払一時金の限度額の範囲内で補償基礎額に1,200、1,000、800、600、400若しくは200を乗じて得た額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する者が申し出た額とする。ただし、前項後段の規定による申出があったときは、補償基礎額に1,200、1,000、800、600、400又は200を乗じて得た額のうち当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ障害補償年金前払一時金の限度額から当該申出のあった日の属する月までの期間に係る当該障害補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で当該障害補償年金を受ける権利を有する者が申し出た額とする。

9～27

……略……

「障害加重の場合」という。)にあっては、次項に規定する額(以下「障害補償年金前払一時金の限度額」という。))又は障害補償年金前払一時金の限度額の範囲内で補償基礎額に1,200、1,000、800、600、400若しくは200を乗じて得た額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する者が申し出た額とする。ただし、前項後段の規定による申出があったときは、補償基礎額に1,200、1,000、800、600、400又は200を乗じて得た額のうち当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ障害補償年金前払一時金の限度額から当該申出のあった日の属する月までの期間に係る当該障害補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で当該障害補償年金を受ける権利を有する者が申し出た額とする。

9～27

……略……

付則別表第3(付則第25項関係)

種別	年金たる給付	率
傷病補償年金	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)による	0.73

付則別表第3(付則第25項関係)

種別	年金たる給付	率
傷病補償年金	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金(以下「旧船員保険法の障害年金」という。)	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金(以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。)	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に	0.89

障害基礎年金（同法第 30 条の 4 の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。）		規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の障害年金」という。）	
障害厚生年金等（補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86	厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の規定による障害厚生年金（以下「障害厚生年金」という。）及び国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）の規定による障害基礎年金（同法第 30 条の 4 の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。）	0.73
障害基礎年金（補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成 24 年一元化法附則第 37 条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成 24 年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成 24 年一元化法附則第 61 条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成 24 年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88	障害厚生年金（その補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第 87 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75	障害基礎年金（その補償の事由となった障害について国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）の規定による障害共済年金（以下「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88
国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による	0.75	障害補償年金	
		旧船員保険法の障害年金	0.74
		旧厚生年金保険法の障害年金	0.74
		旧国民年金法の障害年金	0.89
		障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73
		障害厚生年金（その補償の事由となっ	0.83

	障害年金」という。)			た障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)		
	国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付のうち障害年金 (以下「旧国民年金法による障害年金」という。)	0.89		障害基礎年金 (その補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)	0.88	
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73		遺族補償年金	国民年金等改正法附則第 87 条第 1 項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80
	障害厚生年金等 (補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.83			国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80
	障害基礎年金 (補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成 24 年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成 24 年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88			国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
	旧船員保険法による障害年金	0.74			厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金 (以下「遺族厚生年金」という。) 及び国民年金法の規定による遺族基礎年金 (国民年金等改正法附則第 28 条第 1 項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下「遺族基礎年金」という。)	0.80
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74			遺族厚生年金 (その補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)	0.84
	旧国民年金法による障害年金	0.89			遺族基礎年金 (その補償の事由となっ	0.88
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成 24 年一元化法附則第 41 条第 1 項の規定による遺族共済年金若しくは平成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定による遺族共済年金 (以下「遺族厚生年金等」という。) 及び国民年金法による遺族基礎年金 (国民年金等改正法附則第 28 条第 1 項の規定による	0.80				

遺族基礎年金を除く。以下「遺族基礎年金」という。)	
遺族厚生年金等（補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)	0.84
遺族基礎年金（補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

付則別表第4（付則第26項関係）

年金たる給付	率
--------	---

た死亡について国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金	
--	--

付則別表第4（付則第26項関係）

年金たる給付	率
--------	---

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成 24 年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成 24 年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

旧船員保険法の障害年金	0.75
旧厚生年金保険法の障害年金	0.75
旧国民年金法の障害年金	0.89
障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金（その補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（その補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88

別表第 3（第 9 条の 2 関係）

介護を要する状態の区分	障 害
常時介護を要する状態	<ol style="list-style-type: none"> 1 神経系統の機能又は精神の著しい障害であって、その程度が常に介護を要するもの 2 胸腹部臓器の機能の著しい障害であって、その程度が常に介護を要するもの 3 前 2 項に掲げるもののほか、別表第 1 に定める第 1 級に該当する障害であって、前 2 項に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は別表第 2 に定める第 1 級に該当する障害であって、前 2 項に掲げるものと同程度の介護を要するもの

<p>随時介護を要する状態</p>	<p>1 <u>神経系統の機能又は精神の著しい障害であって、その程度が随時介護を要するもの</u></p> <p>2 <u>胸腹部臓器の機能の著しい障害であって、その程度が随時介護を要するもの</u></p> <p>3 <u>別表第1に定める第1級に該当する障害であって、前2項に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は別表第2に定める第1級に該当する障害であって、前2項に掲げるものと同程度の介護を要するもの</u></p>	
-------------------	---	--

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。ただし、第26条の改正規定は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市非常勤職員公務災害補償条例（以下「新条例」という。）付則別表第3及び付則別表第4の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下この項において「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその

- 効力を有するものとされた改正前国共済法第 89 条第 3 項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成 24 年一元化法附則第 36 条第 5 項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）又は平成 24 年一元化法第 3 条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号。以下この項において「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成 27 年政令第 347 号。以下この項において「平成 27 年地共済経過措置政令」という。）第 7 条第 1 項の規定により読み替えられた平成 24 年一元化法附則第 60 条第 5 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第 87 条第 2 項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成 27 年地共済経過措置政令第 7 条第 1 項の規定により読み替えられた平成 24 年一元化法附則第 60 条第 5 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第 99 条の 2 第 3 項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により平成 24 年一元化法第 1 条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成 24 年一元化法附則第 41 条第 1 項の規定により国家公務員共済組合連合会（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 96 号）第 5 条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第 21 条第 1 項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定により地方公務員共済組合（平成 24 年一元化法附則第 56 条第 2 項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例付則別表第 3 の規定は、適用しない。
- 4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間にこの条例による改正前の立川市非常勤職員公務災害補償条例付則別表第 3 及び付則別表第 4 の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、新条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

